

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第五節 国鉄の争議

争議の背景

国鉄は戦時中、施設、車輛を酷使し、その上、戦災をこうむったので全線にわたる老朽と荒廃が生じた。終戦後、国鉄は日本経済の支柱となり、占領軍と独占資本に奉仕する低運賃政策と輸送能力以上の酷使の結果、さらに施設、車輛は老朽化したが、資材の投入も不足し、そのため保修は困難をきわめた。しかし四九年頃から国鉄復興ということが具体的な日程にのぼり、逐次改善を示し、とくに外国軍隊の輸送に大きな実績を示している。したがって企業活動は戦前の二・一倍に達し、労働生産性も一一〇%に回復した。しかし賃金はまだ戦前の六・七〇%にすぎない。すなわち国鉄では企業の復興、資本の蓄積を主として労働者の犠牲によっておしすすめてきたのである。国鉄労組の賃金闘争の根本的な原因はここにあると見てよいであろう。五二年度の国鉄経営の基本方針として、「五一年度の鉄道貨物輸送量は一億六二六八万トンであるが、五二年度の輸送要請は、一億七〇〇〇万トンに達すると予期されるので、現有能力の最高度発揮をはかる」ことが明らかにされ、「科学的管理方式の推進、経営監査、技術の改善及び資材施設の活用等によって、経営の合理化と能率の向上を期する」と主張しているが、これによって労働強化は一層促進され、労働者の生活はますます貧困化する。ことに職階制によって、上下のひらきは拡大する一方であるから、下層労働者の生活困難ははげしさを加え、したがって闘争は下部からの強いもり上りを示した。

争議の経過

国鉄労組は、一九五二年一月一七日から第二五中央委員会をひらき、賃金要求、闘争方針等を決定した。闘争方針としては、(一)四月以降の新賃金を要求する、賃金体系をより合理的にする、(二)輸送を確保する、定員と実員を増加させる、(三)日常的問題の解決を促進する、(四)公労法をてっぱいさせ、労働法を改悪せしめない、等であり、闘争の手段としては、(一)基礎教育を含むオルグ活動の拡大、(二)組合組織の強化、(三)青婦人部の行動力を高める、(四)定期国会後期を頂点として諸目標の貫徹を期して闘う、等であった。なお賃金要求は次の通りである。

(新賃金要求の根拠)

(1)一九五二年度国家予算八五二七億は二五〇〇億の講和会議費を捻出のため、民生費は今日よりさらに切下げられ生産水準低下の虞れがある。勤労者の生活水準は戦前の七〇%と云われているが、更に一〇%程度下廻ることになる。

(2)国際的軍備拡張は更に継続し、世界的インフレは否定できない。

(3)日本経済が朝鮮動乱からうけた特需景気は少くなると共に、所謂特需上昇はなくなる。

(4)経済均衡は名目に過ぎず、日銀券の発行は更に増加し、設備資金の圧縮はあるが、金

融的オーバーローンとなる。

(5)平衡交付金・公共事業費等政府支出は減額となるので、国民特に吾々労働者の負担増は地方において特に増大すると考えられる。

(6)国民所得四兆九〇〇〇億の中において、国民所得の増はほぼ一二%であり、勤労所得においてほぼ一〇%は既に見込まれている所である。

(7)現在一、二、三月は著しい金融引締によって物価指数、C・P・S等は、若干下廻るとも思われるが、この現象の年度末特有現象であり、四月からは物価、生活費の上昇となることが考えられ、五二年度中には米の値上げ、電力料金の値上げ必至の情勢にある。

(8)国鉄における職員の生産度は、戦前に比較して相当高く、四倍乃至五倍の高効率重労働を負わされている。

(要求する賃金)

一九五二年四月から、現行賃金に、職員一人当り、八六四〇円の増額を要求する。但し、職員は四六万四九八四名として、特定職員の分を含まない。

(要求する賃金の内訳)

- (1)基本給 6,309円 \doteq 6,300円
- (2)特殊勤務手当 職員1人当 334円
- (3)寒冷地給 職員1人当 64円65 \doteq 65円
- (4)薪炭手当 96.71 \doteq 97円
- (5)石炭手当 100.78 \doteq 101円
- (6)夜勤加給 181.19 \doteq 181円
- (7)年末手当(夏季1時金) 1,441円

計 8,519円 \doteq 8,520円

これらの増額による過超勤務等のはねかえりは含まないので、当然措置されるものと考え

(基本給算出方法)

A) C. P. I

$$10,991 \times 1.27 = 13,958.57$$

(a) (b) \doteq 14,000

(a)は一九五一年九月時の国鉄の平均賃金。(b)は一九五〇年九月を基準として、一九五二年九月をC・P・I一次式による推定と、特に国家予算から民生費の切下げ、主食、電気料金を通ずる上昇一〇%を見込む。

(毎月勤労統計)

B) $10,991 \times 1.26 \times 1.03 = 14,264.11$

(a) (b) (c) \doteq 14,300

(a)は一九五一年九月時の国鉄の平均賃金。(b)は一九五〇年九月を基準として、一九五二年九月を毎月勤労統計(きまって支給される給与額の一時金)の一次式により、一九五二年九月と推定し、なお前述の一〇%を見込んだもの。

(c)は毎勤と国鉄職員の労働時間の差 $8.24/8$ で修正係数。

(労働生産性による増加分)

C) $14,000 + 3,000 = 17,000$

$$14,300 + 3,000 = 17,300$$

$$\text{その他 } 8,190 \times 1.4 = 11,466$$

計 149,348.5……………必要屯数

$$1,493,485 \text{ 屯} \times 6,900 \text{ 円} = 1,030,504,650$$

$$(1,040,504,650 - 427,382,300) \div 464,984 \text{ 人} \div 12 = 100.78$$

右の賃金要求は、二月一九日国鉄公社に提出されたが、それと同時に中闘は、指令第三二号を発し、「三月一日を期して全国あらゆる地点職場で、労働者大会乃至は職場大会を開催し、全般的な闘争の行動開始となるよう直ちにこれに集約できる具体的行動を開始せよ」と指示した。

一方、機関車労組でもこれとは別に四月以降の新賃金として、一人当り九八八〇円増額を要求した。なお機関車労組の交渉単位設定の要求は、国鉄労組と対立したまま、当局との協定が成立せず、公労法所定の届出期限をすぎたため、問題は労働省の手に移り、三月二六日労働大臣の決定が出されるにいたった。この決定によると交渉単位は、現行のように一つになっているが、交渉委員選出の母体には機関区従事員という職能集団を必ず設けさせ、機関車労組からも交渉委員を入れるということになった。

ところで国鉄総裁は、組合の賃金要求にたいして、三月一三日「来年度における国鉄財政は余裕のない事情であるので」要求には応じられないと拒否してきた。この回答書をうけた組合側は、その内容が余りに抽象的であるという理由で、当局に直接会談を申し入れたが、当局の態度は回答書から一步も出ないものであったため、ついに交渉はけつれつし、組合は調停申請を当局に通告してひきあげた。二五日ひらかれた中闘連絡会で討議された結果、二八日付をもって調停申請の手続をとることに決定した。

かくして国鉄では、賃金闘争をからめて労闘スト第二波に同調して四月一八日全国各職場にわたって休日勤務の拒否、一斉定時退庁を行った。つづいて四月二四、二五の二日間にわたって第二六回中央委員会をひらき、「新賃金要求の調停を促進し、夜勤加給の裁定実現を闘い、組合組織の充実強化を図る」などの方針を決定した。

五月一三日、中闘は指令五〇号を発したが、それは闘争の緊急目標として(一)破防法、スト禁止法の制定反対、(二)調停案の有利かつ、すみやかな提示、(三)夏季一時金の獲得、(四)公労法の改正等をかかげ、これにたいして共同組織を強化し、世論喚起をはかり、政治勢力の強化を行うとともに、実力行使の決意を固めること、三六条協定を無協約にしておくことなどを指示したものである。このような情勢の緊迫下にあつて、労闘第三波ストに呼応する態度を整えるため、本部に戦術委員会を設置した。五月一四日、組合は、当局にたいして「調停申請を行ったが未だに委員会が成立をみないため解決困難な見透しである。このような事態は組合員の生活をますます危機に追いこむから、夏季手当について下期給料日に職員一人平均八五〇〇円を支給されたい」と申し入れた。ついで五月二四日組合は副総裁と会見して夏季手当の問題を交渉したが、当局は政府がきめた公務員の線よりも下まわる回答(一〇〇〇円とか二〇〇〇円とかの若干の金)から一步も出ず、また組合側の交渉委員会をみとめず、正規の団交を回避していることにたいし、さきの指令五〇号の緊急目標四項目のなかから、まず夏季手当八五〇〇円の獲得に当面の全力を集中して闘うことを決定し、そのために全組合員が四日から九日までの間に一日の休暇をとり、二日からは連日、中央地方で大動員による交渉と坐りこみを敢行すること等の指令五一号を発した。同時に中闘のオルグを全国各地に派遣し、闘争態勢の確立をはかることになった。

国鉄当局はこれらの情勢に対処するため、五月三一日国労本部に対し、指令五〇号、五一号の撤回の申入れを行うとともに、実力の行使によって、正常な業務を阻害した場合は公労法第一八条によって処断すると警告を発した。しかし組合はあくまで八五〇〇円獲得のため、指令五一号の実行に着手し、六月四日、五日を期して本庁及びその周辺にある局、事務所、さらに大井、大宮両工場にたいしピケットラインをはって定時出勤を敢行することを決定した。これらのピケ要員として動員された者は約一五〇〇名に達したが業務に支障を及ぼすほどの影響はなかった。

一方、機関車労組においては六月二日、九五〇〇円の夏季手当を六月一五日までに支給するよう、指令二九号を以て大衆動員及び坐りこみを実施するよう指令した。

この二つの組合による夏季手当要求の闘争は日を追うて拡大されついに六月四日には国労働員

数二五〇名の中一二〇名が総裁室前の廊下で坐りこみを行った。このため当局は組合にたいし、直ちに廊下における坐りこみの撤去を申し入れ、これを条件に交渉の再開を通告したが、その後組合員の数は増加の一途を辿り、地方からは上京団出発の報告が続々と中央にもたらされ、六月五日には約一〇〇〇名に達する陳情団が、本庁三階の廊下をうずめつくした。地方においても札幌、秋田、新潟、水戸、金沢、福知山、大分等各所で坐りこみが開始され、四〇〇名に達した。

同日運輸大臣、総裁等当局の関係者は、参議院人事委員会によられ、委員会の質問にたいして副総裁から「結論として〇・五か月分を支給することになる」との答弁がなされたが、翌六日の当局と職員側交渉委員との会見で「〇・五を出したいと努力したが現在では〇・三五しか出せない」との回答があった。

六月七日組合は秘密中闘をひらいて討議し、秘密指令第一号で、本庁、新潟鉄道管理局、本局および浜松工場各支部にたいし六月一〇日を期して午前中半日一斉休暇をとるよう指令した。

七日、中央における坐りこみは約二〇〇名となり、機労五〇名もこれに参加した。地方においても一二〇〇名に達した。しかし坐りこみ者も漸次減少してハンストに移行し、ハンストを行っている者の数は約八〇名に達した。

かくして夏季手当の闘争は最高潮に達し、前記の個所中、新潟及び静岡地方本部にたいしては中闘からオルグが派遣され、それぞれの対応機関の長に対して一斉休暇を要求する通告書が手交され、実力行使態勢の強化がすすめられた。六月八日総裁は「業務の正常な運営を阻害するような行為があった場合嚴重に処分する」との新聞発表を行った。

秘密闘争指令による一斉休暇を翌日にひかえた六月九日最後の交渉が行われた結果、「夏季手当として俸給の五割を六月下期給料支給日に支給する、細目については別に協議する、組合は実力行使の指令を撤回する」等の数項目の内容をもつ最後案にたいし、組合側は、「不満ではあるがこれを了承する」と述べて妥結をみるにいたった。

この夏季手当闘争における下部のもり上りには力強いものがあつた。すなわち休暇取得者は連日四万名をこえ、延べ人員一七万四〇〇〇名に及んだ。このため、列車、作業の運行に支障が生ずる所もあつた。それだけに一斉休暇を実施せずに妥結したことは、下部の不満をまねき、交渉妥結をきいた組合員は大和委員長代理、神戸、鈴木中闘を部屋の出口にくぎづけして「なぜこんな額で妥結したんだ」とつるしあげた。闘争打切りについて横山中闘は「最後案以上には出ない、闘争のための闘争は犠牲者の増大となる」という弁明をおこなっている。

一方、新賃金問題は、五月三〇日調停委員会から仲裁委員会に移されたが、その後仲裁委員会が「労働省が交渉委員と交渉委員会の代表について疑義をもっているので、この点が明確にされないかぎり審議に入れない」という見解をとっていたため、ようやく二四日から審議が開始される運びとなった。

この間、組合では七月一五日から別府で第一一回定期全国大会をひらき、六日間の討議を行った。大会で決定された闘争の重点と展開は次の通りであつた。

一、闘争の諸目標を仲裁裁定の完全実施に集約し、その為には補正予算の編成、日鉄法の改正とを併行して、直ちに裁定実施のため、あらゆる努力を開始するとともに最悪の場合には全組織をあげて、最高度に闘う。

二、右に併せて、賃金値上げを軸とし、破防法撤回、中共貿易再開等の共同目標をかかげて広はん

民主団体等を結集し、中央地方を通じて共同闘争を行う。

ついで新たに中闘委が構成され、新執行部が選出された。新執行部は民同左派一四名、民同右派五名、中立四名、革同派一二名であった。

八月一三日いよいよ国鉄賃金の仲裁裁定が提示された。その概要は次の通りである。

(国鉄賃金の仲裁々定)

一、日本国有鉄道における特定職員を除く全職員(以下同じ)の基本給(本俸、扶養手当、勤務地手当)は、一九五二年八月以降、平均月額一万三四〇〇円とする。

二、特殊勤務手当は、前項による職種別新本俸決定の後、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉により、従来のを改訂する。その実施時期は前項に準ずる。

三、寒冷地給、石炭手当、薪炭手当は、これを一本化し、地域別世帯構成別に段階的定額制をとることとし、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉により従来のを改訂する。

四、年末手当は、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉によって決める。

五、本裁定の解釈につき疑義を生じ、若しくはその実施に当り、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によって決める。

—理由—

(第一)賃金について

一、基本給について、職員側は、昨年度賃金協定実施以来一年間の事情の変化を中心としてその増額を求めている。この考え方は協定妥結の経緯に鑑み、おおむね妥当と認められたから、検討はこの線に沿って進められた。

そして現行賃金協定が妥結された際における一般職員の基本給月額平均は平均一万〇九八八円と推算される。これを昨年度の基準とすることについては両者間に争がない。従って、この金額に一年間の事情の変化を織込むことによって、適当な結論が得られるわけである。事実、昨年調停成立以来、労働関係経済諸指標の各月対前年同月の上昇率をみるに、生産活動のやや頭打ち的傾向にもかかわらず、生計費賃金何れもおおむね二五%に近い数字を示し僅にCPIが最近落ち着きを見せ二〇%を割り始めたに止まる。一見して昨年度分の賃金はそのまま本年度に用い得ないことを明らかにしている。

二、問題は前年度の賃金を本年度に引直すことにあるのであるから、前回の調停案の経緯にも鑑み、右に述べた一年間は昨年度の中央から本年度の中央までとするのが合理的である。

このために必要な傾向値の測定にはついては、いろいろの主張があり得るが、本委員会は、凡ゆる角度から検討の結果、次ぎの方式を最も誤差少きものとして採用することとした。即ち、最近の労働関係経済諸指標の推移が何れも直線的傾向を示しているので最小自乗法二次式を避けて一次式をとり、起点は、朝鮮動乱が我が国経済に及ぼした影響に鑑み、一九五〇年六月として長期傾向線を引き、更に朝鮮休戦会談開始による変動と現行賃金が遡及実施された時期との観点から一九五一年八月を起点として短期傾向線を引き、両傾向線の間値をもって回答としたのである。

次ぎに基礎とすべき指標としては、従来、製造工業の定期給与が関連系数として最も多く用いられて来た。しかしそれは他に比べて資料的に正確度が高いことと、所属労働者が全産業中半数以上を占めていることなどによるものであって、事業及び労働の実態経済界の変動影響度等からみても、製造工業の賃金をもって国鉄賃金を律すること

は余り当を得たものとは認め難い、最近その他の産業の賃金統計も種々改善せられ、もはや製造工業とほとんど逕庭がなくなったことは所管庁の言明するところであるから、国鉄のような企業にあつては全産業の定期給与により、民間賃金との権衡をはかるのを妥当とする。これによれば一年間の上昇率は二一・六五%となる。

なお、職員側がとつた定期給与一時間当りの計算方式は、資料の関係上、かえつて実態を反映しないものと認めた。

三、以上の順序により算出すれば一万三三六七円となり、これを円くして裁定とした。この新賃金は本来ならば本年四月に遡及さるべきものであろう。しかしながら、国鉄の支払能力には後に述べるように多くの問題があり、これについては種々対策を講じ得べきものと認められたが、それにしてもその実現までにはなお若干の日時を要し、また本年六月には新たに夏期手当が支給された事実もあり、かたがた、この際としては八月以降の実施を適当と認め、その間は職員側に辛抱して貰うこととした。

なお、職員側は、民間賃金の動向の外いろいろの理由を挙げて増額の根拠としているが、これらは何れも理論的に採用し難い。

四、特殊勤務手当の大部分が四年間もすえ置かれたことに対する職員側の不満はもつともである。この手当の対象となる特殊な労働条件の加重が、その職種に属する者全部に均等に課せられない以上、この手当の額と本俸とのアンバランスは、労務管理の立場からいっても、放置できないものと認められる。原則としては本俸の引上げに応じて、この手当も引上げられるのが順序である。

しかしながら、これまでベース改訂の度に、各職種と本俸との関係は検討され、その形もかなり変更された。更に今回の賃金改訂もその分配について団体交渉が行われることになっている。従つて新本俸確定前に、適正な特殊勤務手当の額を算出することは不可能である。よつて、本俸の分配が確定した後、現行制度について根本的に再検討を行い、制度実施以来の事情の変化を参酌し各職種別新本俸を基礎として、団体交渉によつて決定するを妥当と認め、主文第二項の如く裁定した。そしてもし両者の協議が整わないときは、本委員会の指示によることとしたい。もちろん相当の増額は必至であるが、事前にそれを確定することは困難であるし、また適当でもない。(以下略)

かくして第五回の中闘委は八月一九日からひらかれ、当面の目標として、一、団体交渉によつて裁定に必要な予算を確定する、二、八月通常国会で速かに予算の決定をさせる、三、新基本給一万三四〇〇円の八月からの実施、年末手当一・五か月分を必ず獲得する等を決めた。

中闘は、裁定の完全実現のために必要な予算化を行わせる闘争にすすむ一方、八月からの実質的な新基本給の実施をさせるため、二〇日当局にたいして、一・五割の暫定払いを行えと要求したが、二六日当局は、予算上、資金上これの実施はできないと拒否してきた。そうこうするうちに二八日、吉田内閣の抜うち解散の強行によつて選挙が行われることになったため、一・五割の暫定払いと選挙闘争とを併行して闘つてゆくことになった。

総選挙は革新陳営の多数進出となつて終つたが、九月一〇日暫定払いの第五回交渉がひきつづき行われた。当局は、まだ裁定にたいする補正予算にたいしては全然みとおしがつかず、予算上、資金上、支給は困難であるとの言明を行った。かくしてこのような交渉のゆきずまりを打開し闘争を全面的に前進させるため、一〇月二二、二三日、中央委員会がひらかれた。決定された闘争方針

は次の通りである。

一、仲裁々定の完全実施、年末一時金一・八か月分の獲得、二、一・五割暫定払早急獲得、三、輸送を確保する定員の獲得と実員の充足、四、各種協約の早急締結等。

闘争の手段と展開は、一、諸情勢を全組合員に徹底する、二、あらゆる機関を通じて職場大会をひらき闘争力をもりあげる、三、文書戦を含み、大衆動員を大規模に行う等であった。

一〇月三十一日から暫定支払についての交渉が行われたが、当局は依然として予算の見透し難を理由に拒否してきた。さらに十一月一日、六日、一二日と交渉がつづけられたが、らちが明かないため、組合はついに一四日次のような闘争宣言を発した。

(闘争宣言)

国鉄裁定は三たび自由党政府によってふみにじられようとしている。

政府は八月以降一万三四〇〇円の仲裁裁定に対して十一月からとし、年末手当は一・七か月分の要求に対して〇・五か月分をおしつけようとしており、この数字は冷遇をうける公務員よりも更に下廻るものである。(中略)

一方またわれわれの生活はますます苦しくなり、困窮の度がその極致に達している。われわれは政府がかかる法律無視によって国鉄職員の低きに過ぎる謙虚な要求を蹂躪する態度を改め、裁定の完全なる実施ができるよう措置することを念願するものである。

もし政府、当局があくまで既定の方針をもってわれわれにこたえんとするならば、国鉄労働組合は四〇万の全組織をあげ、仲裁々定完全実施のため実力を以て対決する決意あることをここに披瀝し、内外に宣言するものである。

一九五二年十一月四日

国鉄労働組合

さらに一号から五号までの闘争指令を出し、下部の闘争態勢の整備を要請した。当局は十一月七日の団交において「暫定払は行わない」との最後通告を行ったため、この交渉は終止符がうたれ、あらたに仲裁々定実施にともなう新賃金の本格交渉が十一月二日から行われることになった。第二回の交渉は二五日に行われたが、当局は相変らず、ぬらりくりの応答をくりかえしたため、組合側を憤激させた。さらに国会が二四日から始まるので、中闘は各党工作を行い、国会闘争をもりあげるとともに大々的な宣伝活動の火ぶたをきり、各地に中闘を派遣した。

二七日の交渉で当局は、閣議決定があった以上、裁定通り実施することはできないと答えたため、大阪、名古屋、門司、高崎等の各地から参加した上京団は憤激した。上京団は連日二〇〇名を突破した。そして二九日の交渉においてはついに二〇〇名の組合員が総裁室前に坐りこみを開始した。また地方においても各所で坐りこみが行われた。十二月二日には総裁室前の坐りこみは三〇〇〇名に達した。各地の闘争は次第にたかまり、大阪では超勤拒否が行われた。三日の交渉もまた物別れとなった後、組合は本庁中庭で報告大会をひらき、坐りこみを撤去することをきめ、さらに強力な闘争をおしすすめることになった。四日から札幌などの一一地方本部は一せいに指定地域の超勤拒否に突入した。これによって大阪、門司、東京、名古屋において列車編成に、かなりの支

障が生じた。なお当局は、遵法闘争にたいして「業務の正常な運営を阻害する行為が行われた場合、関係者の責任を追求する」との通達を行った。

組合では年末手当要求を一・二か月と決定し、その獲得を仲裁々定とあわせて闘争することになった。

さて闘争は最高潮に達し、一二月二五日、組合は秘密指令第一号を発し、東京外一〇か所の主要地区を指定し、一二月一日以降、第三六条協定を無協定とし、超勤拒否の闘争を強化することを指令し、その他の地区にたいしては一日更新を指示した。その結果、一二月八日にいたり無協定箇所二か所となり、さらにこれと併行して中央地方に坐りこみが行われた。一二月六日組合はさらに闘争を強化するため、一一地方本部以外の箇所も一二日まで無協定とすることをきめた。九日以降、組合が行った「運転保安規整運動」＝遵法闘争は、かなり大きな影響を列車の運行面に及ぼし、東海道、東北、高崎、鹿児島各線の貨客各列車は、相当遅延した。さらに組合は、一二月一五日を期して一斉休暇の指令を発し、これにたいして各地方本部はそれぞれ所要のピケ要員の手配をおわった。当局はこの指令の撤回を要求したが、一五日に予定通り一斉休暇に突入した。

一斉休暇の状況は、まず本庁においては六時三五分から入門を禁止し、七時からピケをはり、六〇〇名が動員配置された。名古屋管理局では七時半から四か所の入口を二〇名ないし三〇名一団となってピケをはり正門にはバリケードをきずいた。広島管理局でも約六〇〇名を動員してピケをはり、ピケ要員はついに一二〇〇名に達した。その他、門司、大井工場等でもピケにより出勤者を阻止した。

国鉄当局は「かかる事態を発生せしめた以上、当局としてはあくまで法規に従い、関係者の責任を追求し、処分する」との声明を発表した。

しかしその後、一二月一九日、第一一次交渉において国鉄の仲裁をめぐる賃金問題は妥結をみた。妥結の条件は次の通りである。

一、旧ベース〇・二五か月分を年末手当の追加として一月八日に支払うこととし、さきに準備した暫定払と併せて、おおむね年末手当は新ベースの一か月分とする。

二、今年度末までに予定収入突破運動を行うこととし、これが実現を期するために増進努力金として先払いの形で、前項と同時に新ベースの一か月分を支払う。

争議の意義と特質

公労法によって争議権をうばわれてから、沈滞の極に達していた国鉄は、五二年度の闘争を通じてふたたび生氣をとりもどしてきた。その闘争の特質は、下部のもり上りがいちぢるしかったことにある。ことに夏期手当の闘争において一斉賜暇闘争を行わなかったことについての下部の不満は、年末闘争においてこの闘争手段を中闘がとりあげざるをえないところまで追いこみ、画期的な一斉賜暇戦術がとられた。もちろん、この闘争はあくまで合法的格をもつものであったが、当局の「業務の正常な運営を阻止する行為を取しまり、責任者は処分する」という再三にわたる威かかにもかかわらず行われたこの戦術は、なんといっても国鉄組合員の成長を示すものとみてよい。すなわち合法主義ぎりぎりの線で国鉄組合員は見事な立直りを示したのである。

しかし全体として闘争は、幹部闘争を脱しえず、国会闘争に大きな比重がおかれて、ともすれば大衆的闘争がなおざりにされる傾向は否めなかった。また賃金要求にしても、他産業がすでに放棄している官庁統計に依存したものであり、労働生産性に合う増額分を要求するなど、自からの労働強化を是認するような態度で闘争が発したことは問題であった。したがって妥結の条件においても予定収入突破運動を行うという一項があり、さらに一層の労働強化をして賃金を増額するたてまえにな

っている。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
